

## 液化石油ガス法における技術基準の性能規定化について

平成27年6月19日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
ガス安全室

## 1. 技術基準の性能規定化について

液化石油ガス法において、販売事業者は、供給設備を技術上の基準に適合するように維持しなければならないこととしており、液化石油ガス法施行規則（以下「規則」という。）において、供給設備の技術基準の詳細を規定している。

また、都道府県知事は、消費設備が技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するよう命ずることができることとしており、規則において、消費設備の技術基準の詳細を規定している。

さらに、これら規則に基づき、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（以下「告示」という。）において、圧力計の設置等、ガスメーターの機能、硬質管等の規格、末端ガス栓と燃焼器の接続方法の基準など、さらに詳細を規定している。

これら告示の規定は、既に民間基準が整備されている分野にもかかわらず、仕様基準となっている規定が存在する。そこで、他法令における新規格の導入状況等を踏まえ、規則で性能等を定め、告示で定める仕様基準は例示基準とし、技術的内容を限定しないこととするなど、安全性の向上に資する技術の導入が迅速に行えるよう性能規定化を図ることとする。

（参考）民間企業等が例示基準によらない独自の技術基準を選択する場合は、現行においても、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会及びガス安全室による運用連絡会で運用・解釈を明らかにすることができる。

## 2. 具体的な性能規定化の内容

### (1) 圧力計の設置等（告示第2条）＜参考1＞

現行の基準では、貯槽に設置すべき圧力計の基準、バネ式安全弁の基準が規定されている。このうち、バネ式安全弁については仕様規定となっており、吹出し量等の詳細な基準が存在する。今後、当該分野における新たな技術や製品の出現にも迅速に対応できるようにするため、例示基準化する。

### (2) ガスメーターの機能（告示第7条）＜参考2＞

現行の基準では、使用最大流量（計量法で定める計量可能な最大流量）毎に、合計流量遮断ガス流量（設置先のガス機器の瞬間ガス使用量の合計が普段の使用量を大きく超えて流れた場合に遮断するガス流量）、増加流量遮断ガス流量（設置先で最も消費量の大きい燃焼器具の最大消費量に比べて異常に大きい流量が流れた場合に遮断するガス流量）継続使用时间遮断（継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止）等が規定されている。

現行の規定では、ガス流量や継続使用時間を検知して自動遮断する基準が定められ

ているが、今後、燃焼器の使用状況を瞬時に判断して自動遮断するガスメーターの開発も想定されることから、新たな技術や製品の出現にも迅速に対応できるようにするため、例示基準化する。

なお、例示基準化する際は、現行基準を満たす民間規格（KHKS）によるガスメーターもあわせて規定する。

(3) 硬質管等の規格（告示第8条）＜参考3＞

現行の基準では、①硬質管、②液化石油ガス用継手金具付低圧ホースの材料及び構造、③低圧ホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造、④ゴム管、⑤塩化ビニルホース、⑥接続具が規定されている。

これら基準については、継手の構造等仕様基準が存在し、また、民間規格（JIS、KHKS）の採用も可能と考えられることから全て例示基準化する。

なお、ゴム管（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）、塩化ビニルホース等の基準は、技術の進展により既に製造等が確認されていないため、当該規格については廃止する。

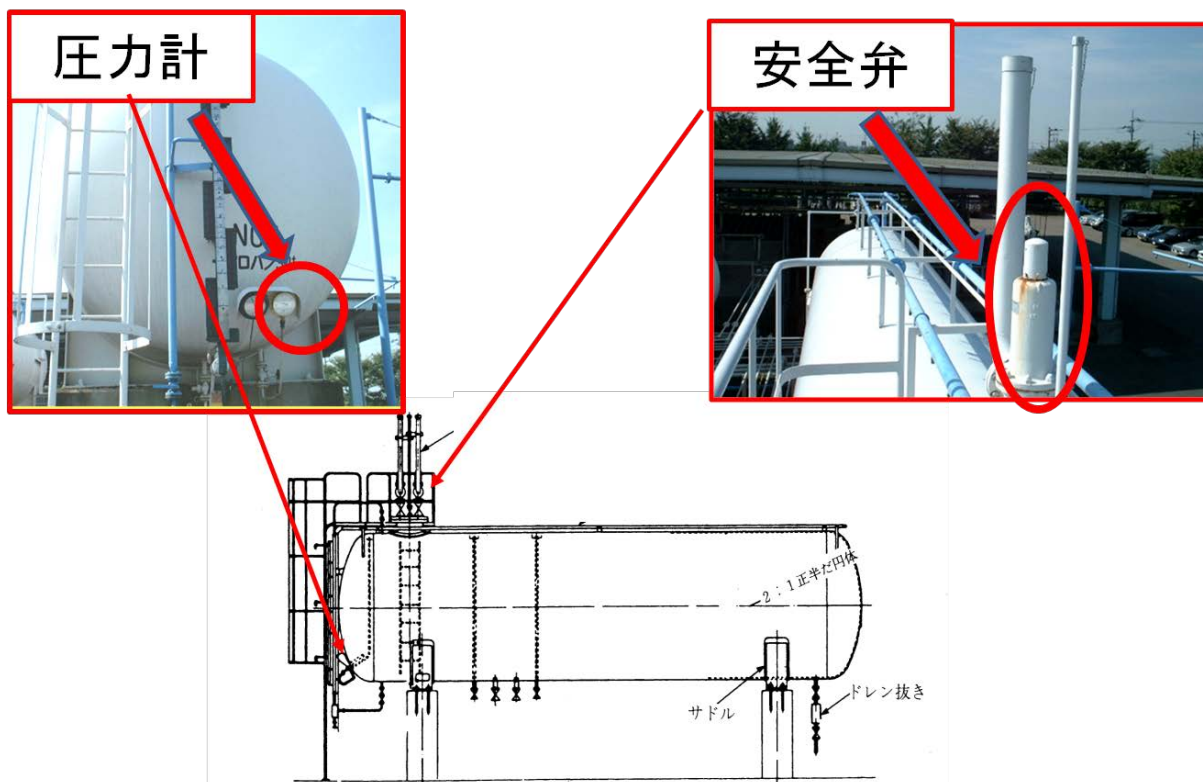
(4) 末端ガス栓と燃焼器の接続方法（告示第10条）

(3) 硬質管等の規格の見直しに伴い、ホースに係る用語の使い分けや製造等が確認されていない製品の基準の廃止等を行うため、同様の基準を見直す。

(5) その他

(1)～(3)の告示から例示基準化への移行に伴い、規則での規定方法を一部改正するとともに、現行告示の安全弁の基準を引用するバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（平成9年通商産業省告示第127号）について一部改正する。

＜参考1＞貯槽と圧力計、安全弁の概要図



＜参考2＞ガス事業法におけるガスメーターの基準

ガス工作物の技術基準の解釈例

(ガス遮断機能を有するガスメーターの機能)

第112条 (略)


2～6 (略)

7 次の各号に掲げる規格に適合するものは、省令第50条に規定する『ガス遮断機能を有するガスメーター』に適合するものと解釈できる。

- 一 液化石油ガス以外のガスを対象とするものにあつては、一般財団法人日本ガス機器検査協会の「マイコンメータ検査規程」(16m<sup>3</sup>/h以下のものに限る。)
- 二 液化石油ガスを対象とするもの(圧力低下遮断機能を有するものに限る。また、地震動検知遮断機能のないものにあつては、省令第50条第2項に規定する供給地点に設置するものに限る。)にあつては、イからハまでに掲げる規格。
  - イ 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置検査規程」
  - ロ 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の「簡易ガス用K型マイコンメータⅡ検査規程」
  - ハ 一般財団法人日本ガス機器検査協会の「簡易ガス用マイコンメータ検査規程」

<参考3>告示第8条関係の性能規定化概要

告示第8条の器具の名称等	器具の概要	今後の性能規定化等の方向性 (※全て例示基準として規定)
①硬質管	末端ガス栓と燃焼器（コンロ等）とを接続する管 	<ul style="list-style-type: none"> <li>末端ガス栓と燃焼器との接続部のねじについて、新たなJIS化されたねじを採用。</li> </ul>
②液化石油ガス用継手金具付低圧ホースの材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>低圧ホース調整器と配管や中間ガス栓などを繋ぐホース。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>燃焼器用ホース末端ガス栓と燃焼器を繋ぐホース</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行、製品規格の異なる「低圧ホース」と「燃焼器用ホース」の両方が含まれるため、名称を2つに分ける。</li> <li>低圧ホースについて、屋内で用いる場合は鋼線補強を求める。</li> </ul>
③低圧ホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃焼器用ホース末端ガス栓と燃焼器を繋ぐホース（現行規定上では、燃焼器用ホースの基準を定めている。）</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速継手とは、ワンタッチで簡単、確実にガス栓、燃焼器又は接続具と接続するための継手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の規定は、燃焼器用ホースの基準内容になっているため、名称を「燃焼器用ホース」と改正。</li> <li>迅速継手については告示で具体的な構造が定められているが、より安全な構造を有する継手の製造・使用ができるように民間規格（JIS、KHKS）を採用。</li> </ul>
④ゴム管	<ul style="list-style-type: none"> <li>末端ガス栓と燃焼器を繋ぐホース（燃焼器用ホースの一種）</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>両端に迅速継手のついたゴム管・塩化ビニルホースは、これらに代わるより安全性の高い製品への移行により現在、製造等が確認されておらず、また、過去、当該製品に起因する事故もみられたことから当該基準を廃止。</li> </ul>
⑤塩化ビニルホース	<ul style="list-style-type: none"> <li>末端ガス栓と燃焼器を繋ぐホース（燃</li> </ul>	

	<p>焼器用ホースの一種)</p> 	
<p>⑥接続具</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管との接続部、プラグについて民間規格 (JIS、KHKS) の採用</li> </ul>